

大垣市教育委員会教育長交際費の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公正で透明な市政の推進に資するため、教育長交際費（教育長が教育委員会を代表して行う外部の個人又は団体との交際に必要な経費をいう。以下同じ。）の支出に係る情報の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表の内容)

第2条 教育長交際費は、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 支出月日
- (2) 支出項目
- (3) 支出件名
- (4) 支出金額

2 前項の規定にかかわらず、大垣市情報公開条例(平成10年条例第1号)第6条各号のいずれかに該当する情報については、公表しない。

(支出項目)

第3条 前条第1項第2号に規定する支出項目は、次の各号に掲げる区分につき、当該各号に定めるところによる。

- (1) 祝金 祝賀会等各種行事のお祝いに係る経費
- (2) 会費 会費等により開催される懇親会、祝賀会等の参加に係る経費
- (3) 弔意 弔慰葬儀又は法要における香典及び供物に係る経費
- (4) 見舞い 病気等の見舞いに係る経費又は災害等に対する義援金等に係る経費
- (5) 激励 市の公益性を高める団体及び個人の激励に係る経費
- (6) その他 前各号のほか、教育長が特に必要と認めた場合

(公表の時期)

第4条 教育長交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌々月の1日（その日が市の休日に当たるときはその翌日）までに公表するものとする。

(公表の方法)

第5条 教育長交際費の公表は、次の方法により行うものとする。

- (1) 教育委員会庶務課企画総務グループにおける閲覧
- (2) 市のホームページに掲載

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、同日以後に支出のあった教育長交際費について適用する。

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。